

群馬医療福祉大学 人を対象とする医療・福祉系研究倫理審査会規程

令和3年4月1日 制定

(設 置)

第1条 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）に基づき、群馬医療福祉大学に「人を対象とする医療・福祉系研究倫理審査会」（以下「審査会」という。）を置く。

(定 義)

第2条 この規程において「学部等」とは、各学部、社会福祉学研究科、短期大学部をいう。

2 この規程において「学部等の長」とは、前項の各組織の長をいう。

(審 査 等)

第3条 審査会は、群馬医療福祉大学で行われる人を対象とする医療・福祉系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究（以下「研究」という。）に関し、学長から諮問された研究計画及び学部等の長から依頼された研究計画について、倫理指針に基づき、倫理的及び科学的観点から研究計画の実施の適否等について審査する。

2 審査会は必要に応じて開催する。

3 人を対象とする医系医療・福祉の審査対象は、侵襲を伴わないか軽微な侵襲にとどまり、投薬や手術等の医療行為を伴わない研究とする。

4 審査会は、実施されている研究に関して、その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を学部等の長に対して、述べることができる。

5 審査会は、実施されている、又は終了した研究について、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

6 審査会長は、審査又は調査の結果を文書により学部等の長に報告しなければならない。

7 学部等の長は、審査会の審査若しくは調査の結果又は意見に基づき、研究計画の実施の適否、実施されている研究に対する変更又は中止等を決定し、研究責任者に通知するものとする。

(組 織)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる審査員をもって組織する。

(1) 社会福祉研究科の教授 1人以上

(2) 社会福祉学部から選出された教授 1人以上

(3) 看護学部から選出された教授 1人以上

(4) リハビリテーション学部から選出された教授 1人以上

(5) 医療技術学部から選出された教授 1人以上

(6) 短期大学部から選出された教授 1人以上

(7) その他審査会長が必要と認めた者 1人以上

2 第1項の審査員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審 査 会 長)

第5条 審査会に審査会長を置き、前条第1項第1号の審査員の中から学長が指名する者をもって充てる。

2 審査会長は、審査会を招集し、その議長となる。

3 審査会長に事故あるときは、あらかじめ審査会長が指名した者がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、審査員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 審査会は、研究責任者又は研究担当者を出席させ、申請内容についての説明を求めることができる。

3 審査の判定は、出席審査員全員の合意により決する。

4 審査対象となる研究計画に携わる委員は、その審査及び判定に加わることはできない。

(審査員以外の者の出席)

第7条 審査会長が必要と認めたときは、審査員以外の者を審査会に出席させ、その意見及び説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 審査員は、職務上知り得た情報を、正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学長への報告)

第9条 審査会長は、審査会の審議事項、審査経過及び結果を学長に報告する

(事 務)

第10条 審査会の事務は、本審査会において処理する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は、審査会が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。